日野川流砂系の総合土砂管理計画の改訂概要(令和4年3月)

- 1. 総合土砂管理計画策定後5年以上が経過し、これまでの土砂管理対策やモニタリング結果を踏まえ、各領域毎の土砂管理対策を見直した。
 - ○ダム域 → 現状ではダム堆積掘削土砂のダム下流の河道への置き土が困難であるため、置き土対象区間 を日野川下流域まで拡大。さらに、粒度試験を実施し海浜構成成分を確認する事を義務づけ。
 - ○河道域 → ダム域との連携した置き土対策を追加 河道掘削土砂の置き土対策では、自らの管理区間での置き土が困難な場合は、他の管理区間 と連携し可能な限り実施。土砂の流出に影響する土砂粒度構成の確認を義務づけ。
 - ○河口域 → 河口砂州の堆積土砂を海岸域への洪水流出を促し、内水被害の低減効果が認められる維持掘削を実施。
- 2. 学術的・技術的見知から本計画のフォローアップを行い、「連絡協議会」に助言をいただく目的で平成30年に設立した「日野川流砂系総合土砂管理技術検討委員会」を位置付け。



